(ｳ)　関連機械施設条件
ａ　収穫物を速やかに乾燥施設まで運搬できるよう、運搬車又は運搬用具がコンバインの能力に合わせて準備されていること。
ｂ　コンバインの収穫量に見合った適正な規模の乾燥機又は乾燥施設が整備されていること。

カ　畑作物用の収穫機（コンバイン及びいも類用の乗用型収穫機を除く。）のうち、フォーレージ・ハーベスターで牧草刈取り時の刃幅が１メートル以上のもの、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、ビーン・ハーベスター及びケーン・ハーベスター（以下「ハーベスター」という。）
(ｱ)　ほ場条件
ハーベスターの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
(ｲ)　栽培管理条件
ａ　区画ごとに作物の生育が斉一であること。
ｂ　ハーベスターの走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。
(ｳ)　関連機械施設条件
ａ　収穫作業を円滑に実施できるよう、前処理用の機械及び運搬車がハーベスターの能力に合わせて準備されていること。
ｂ　収穫物の荷受体制が整備されていること。

キ　いも類用の乗用型収穫機
(ｱ)　ほ場条件
いも類用の乗用型収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
(ｲ)　栽培管理条件
ａ　区画ごとに作物の生育が斉一であること。
ｂ　乗用型収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。
(ｳ)　関連機械施設条件
収穫物の荷受体制が整備されていること。

ク　野菜接ぎ木ロボット
(ｱ)　関連機械施設条件
ａ　接ぎ木株数に見合った規模で、適正な光、温度及び湿度条件を保持できる順化施設が整備されていること。
ｂ　野菜接ぎ木ロボットを設置する施設は、床面は平らであって、野菜接ぎ木ロボット及び植付けポット自動搬送装置等の関連装置を設置するのに十分な強度を有するとともに、接ぎ木する穂木及び台木の苗箱を置くのに十分な広さを有すること。

ケ　野菜用の乗用型全自動移植機
(ｱ)　ほ場条件
野菜用の乗用型全自動移植機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
(ｲ)　関連機械施設条件
苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。

コ　野菜用の乗用型多目的作業機
(ｱ)　ほ場条件
野菜用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
(ｲ)　栽培管理条件
ａ　区画ごとに作物の生育が斉一であること。
ｂ　作業機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。
(ｳ)　関連機械施設条件
野菜用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

サ　キャベツ用の収穫機、だいこん用の収穫機、にんじん用の収穫機、ねぎ用の収穫機、はくさい用の収穫機及びほうれんそう用の収穫機（それぞれ自走式のものに限る。以下同じ。）
(ｱ)　ほ場条件
収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
(ｲ)　栽培管理条件
ａ　区画ごとに作物の生育が斉一であること。
ｂ　収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

シ　飼料作物用の収穫機（自走式のものに限る。）であって、稲、とうもろこし及び牧草の収穫が可能なもの
(ｱ)　ほ場条件
収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
(ｲ)　栽培管理条件
ａ　収穫作業を円滑に実施できるよう、運搬車又は運搬用機具が収穫機の能力に合わせて準備されていること。
ｂ　収穫物の荷受体制が整備されていること。

第４　その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項
１　高性能農業機械等の開発及び実用化の促進に関する事項
⑴　高性能農業機械等の開発に当たっては、政策の方向性や生産現場のニーズ、対象農畜産物の需要動向等を踏まえて開発対象機種を選定するとともに、研究開発期間中においても農業者、都道府県行政、普及部局及び試験場等の生産現場の意見等を踏まえ、研究開発を行うものとする。
その際、機械の安全性の確保並びに女性及び高齢者を含む機械を操作する者が扱いやすい操作性の確保等にも配慮する。
また、植物工場やＩＣＴ（情報通信技術）の活用等新たな生産システムへの対応を図るため、育種や栽培等の研究分野との一層の連携や、高度な情報通信技術や産業機械技術等農業以外の異なる分野との連携強化を図るものとする。
⑵　高性能農業機械実用化促進事業の実施に当たっては、一層の普及を図る観点から、機械化栽培様式の標準化や部品の共有化・汎用化、複数の企業による供給体制の確保等を推進するとともに、適切な利用方法の周知による安全性の確保に配慮するものとする。
２　特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項
⑴　特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項
地域に新たに導入される機械の操作及び整備に関する技能を習得させることにより、その効率的な利用を図るよう、次の事項を推進するものとする。
ア　研修ニーズに対応した研修計画の策定及び研修の実施
イ　技能認定を受けたオペレーターの活用
ウ　農業者の経営改善に必要な機械化情報の適切な提供
⑵　特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項
生産コストを縮減するため、特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、以下の事項について留意するものとする。
ア　農業機械による燃料消費量の低減に向けた適正な点検整備及び作業方法の実践
イ　地域の担い手等への農地や作業等の集積促進による農業機械の効率的な利用体制の構築
ウ　作物及び品種の組合せ並びに作期分散技術の導入を通じた農業機械の稼働日数の確保